

第88回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

令和元年6月4日（火曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	横山重明
	上下水道課長	重崎勇人	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 1 号 平成 30 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 2 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
- 日程第 6. 報告第 3 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について
- 日程第 7. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (佐用町税条例の一部を改正する条例(H31.3.31 専決第 2 号))
- 日程第 8. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(H31.3.31 専決第 3 号))
- 日程第 9. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町一般会計補正予算 第 7 号(H31.3.31 専決第 4 号))
- 日程第 10. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 5 号))
- 日程第 11. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 6 号))
- 日程第 12. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 7 号))
- 日程第 13. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 8 号))
- 日程第 14. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 9 号))
- 日程第 15. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 10 号))
- 日程第 16. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 4 号(H31.3.31 専決第 11 号))
- 日程第 17. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 12 号))
- 日程第 18. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 5 号(H31.3.31 専決第 13 号))
- 日程第 19. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号(H31.3.31 専決第 14 号))
- 日程第 20. 議案第 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 21. 議案第 2 号 町道路線の変更について
- 日程第 22. 議案第 10 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 3 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 4 号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 5 号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 6 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 議案第 7 号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28. 議案第 8 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29. 議案第 9 号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案 (第 1 号) について

日程第 30. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第 31. 委員会付託について

追加日程第 1. 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書（案）

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君） 皆さん、おはようございます。開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、第 88 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位また、町当局の皆様にはおそろいご参集賜り、まことに御苦労さまでございます。

今期定例会には、条例の一部改正及び平成 30 年度補正予算の専決処分の承認、条例改正、令和元年度一般会計補正予算など、報告 3 件、承認 13 件、議案 10 件、請願 1 件の計 27 件が付議されております。

議員各位には、これら諸案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

6 月に入って梅雨入りも近づいてきた感じで、非常に蒸し暑くなってまいりました。

町内で田植えも、それぞれ進んでおりますけれども、今年、非常に雨が今のところ少なく、水不足、一雨ほしいというところですが、しかし、今年も既に、北海道では、ああして 5 月に 40 度近い異常気象。また、もう既に梅雨入りをしております沖縄、屋久島のほうでは、ああした大変な豪雨に襲われて、非常に心配している異常気象が既にあらわれております。

私たち、佐用町におきましても、昨年を思い出しますと、7 月 4 日、7 月の初めに、大変な西日本が豪雨に襲われております。

また、水不足ということで、雨がほしいと言っていると、今度は逆に、そうした大雨が降るということも非常に警戒をしなければならない時期を迎えておりまして、今年も令和元年、本当に平穩に、この梅雨時期を乗り越えてくれればということを願っているところであります。

さて、本 6 月定例議会におきましては、今、議長から、それぞれ御挨拶いただきましたように、昨年度、平成 30 年度の最終補正予算、また、新年度、令和元年の補正予算、また、条例改正等提案をさせていただいております。

非常に蒸し暑い中で、急激な暑さになりましたので、体が変調を来すときですが、十分、健康にご留意いただきながら、慎重審議をいただき、それぞれ、適切な結論をいただきますように、どうぞよろしく願い申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 88 回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長であります。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山本幹雄君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。2番、児玉雅善君。3番、加古原瑞樹君。
以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（山本幹雄君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月4日から6月20日までの17日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月4日から6月20日までの17日間と決定しました。

議長（山本幹雄君） ここで、あらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思えますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第3．行政報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、行政報告に入ります。
町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 特に、重要なことで報告申し上げることはなかったんですけども、そういうご指名でしたので、また、来年度の職員の採用につきまして、そろそろ、また、募集をしなければならない時期がきております。
来年度は、退職者が少ないんですけども、専門職であります保健師、栄養士、それぞれ専門職と、それから一般事務職職員を大体4、5名ぐらいは採用をしていきたいです。
これから、その年によって退職者の前は何割というような形で、ある程度決めておりま

したけれども、既に、定数として 250 人余りということで、大体当面、この職員の定数ぐらゐを維持していきたいと思っております。

ただ、年によって少ない時にも若干の人数を採用していかないと、安定した職員構成になりませんので、そういう計画のもとに、今後の職員の採用を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

行政報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 以上で行政報告は、終わりました。

日程第 4．報告第 1 号 平成 30 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 4 に入ります。

日程第 4、報告第 1 号、平成 30 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま、上程をいただきました報告第 1 号、平成 30 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、情報通信網整備事業など 7 事業、繰越額合計 2 億 8,201 万 4,000 円の財源内訳は、国県支出金 4,027 万円、地方債 2 億 3,340 万円、一般財源が 834 万 4,000 円でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、水道施設通信設備改良事業の繰越額が 1 億 7,093 万 2,000 円、その財源内訳は、地方債 1 億 7,090 万円、一般財源 3 万 2,000 円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額が 2,210 万円、その財源内訳は、国県支出金 1,117 万 5,000 円、地方債 1,000 万円、一般財源 92 万 5,000 円でございます。

以上、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告申し上げます。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第 5．報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、報告第 2 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第2号、専決処分
の報告について、提案のご説明を申し上げます。

本件は、明石市上ノ丸3丁目14番地21号先路上において、佐用町立佐用中学校教諭の
運転する公用車が、相手方の自転車と出会い頭に衝突し、自転車が損傷した損害につつま
して、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定して、和解したことを報告を
申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成31年3月2日午後0時30分ごろ、部活動の引率のため佐用町立佐
用中学校教諭の運転する公用車が、明石公園県営駐車場から右折するために左車線へ進ん
だところ、右側から車道を横断してきた相手方の自転車と、当方の公用車の右後部が接触
し、自転車が損傷したというものでございます。

当方の公用車には、損傷はございませんでした。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を100パーセントと
し、相手方に対し自転車修理費の100パーセントに相当する額として、1万9,224円を支
払う内容で、3月29日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条
例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしております。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） どちらもけが、相手もけがしなかったのが何よりでございますけれ
ど、普通、出会い頭というのは、自動車も動きよった、自転車も動きよったということで、
普通だったら3、7とか、2、8とか、9、1と、そういうふうな感じになるんじゃない
かと思うんですけど、金額は、しれとう言うたらおかしいかもわからんけれど、相手がと
まっておって、こちらが当たったいうんだったら100パーセントの過失ということになる
んでしょうけれど、そこらへんは、どんなんだったんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 藤木総務課長。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） どっち、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 事故の概要ですけれども、教諭は、先ほどご説明申し上げましたよう
に、部活動の引率をしておりまして、駐車場から出る時に衝突したということございま

す。

その時に、駐車場から出る時に一旦停止をして、右側から来る自転車を確認しております。

しかし、その自転車がとまったということで、もうこちらへ来ないだろうと、そういうふうに考えて右折を始めた。

ところが、相手方は、その道路を横切って来て、車と衝突したということで、教諭のほうは、右折する最中に、その自転車の動きを、よく確認できていなかったと。見落としていたという部分で、この過失割合が保険会社によって定められたものと考えております。

以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） いやいや、僕はね、金額は少ないし、どうしてもええいうたらおかしいけど、そやけど普通だったら、どっちも動きよったら100パーセントというのが、ちょっと、普通だったらね、考えられんんじゃないかということをお尋ねとんどすね。

ですから、そこらへんは、相手もとまるだろうと思って、こっちが動いて行ったと。そして、自転車をこうやって損害負わしたということになっておりますけれど、そこらへんが、100パーセントというのが、どうだったのかなという気がしてお尋ねしたものでございます。

議長（山本幹雄君） ほかないですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） この件の場合は、公用車の運転ということですが、部活動の引率ということになれば、マイカーで引率するということもあるかと思えます。そのへんの実態は、公用車を引率の場合は、必ず使用しているのか。マイカーで引率するということはないのか。そのへんの状況はどうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 今回の部活動の大会につきましては、公的な試合でございましたので、公用車を貸し出したということでございます。

学校には公用車を備えておりませんので、こういった部活動についても、町の公用車を貸し出しをしております。以上でございます。

私用車を使うこともございます。それは、練習試合等で、顧問の先生の車に便乗して行く場合も、それもでございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） その場合は、公用車ですから保険に入っていますから、その場合はなりましたけれども、自分の車で引率する場合には、自分の保険で、それをやっぱり対応するということになるのでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 個人の車を使われている場合は、その方の個人の保険を使っただくことになります。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかないですか。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） この数年、事故が何度かありまして、そのたびごとに質問させていただいて、総務課長のほうからお答えもありましたけれども、事故防止に向けての研修、講習の状況を、それは、そのたびごとに総務課長お答えをさせていただいているんです。それは、当然、教員も含めた研修、講習という形でよろしいですか。

議長（山本幹雄君） 藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） こちらの総務課でとり行っている車、安全運転に関する研修ですけども、今のところは、こちらの役場の職員のみということで、教員の方は、なかなか日程が合いにくい面もありますので、別に行っておるというふうに、私は理解しております。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

[廣利君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） そうしましたら、ここ数年、役場での講習が行われているんですけども、その状況については、我々の理解は全体含めてという形だったのかなというふうに思っておったんですけども、教育長、いかがですか。そのあたりは、教員含めた講習、研修は、行われてきて、その状況について、詳細わかりましたら。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 教員につきましては、集めて講習等は行っておりませんが、毎月の校長会では、絶えず安全運転にということで、交通事故防止のことは、常に指導して、各学校においても事故事例を例にとりながら、ケースを事例にとりながら、各学校において指導をいたしております。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） ちょっと、そのあたりは、総務課が主催してやっている研修とは、若干、ちょっと取り組みが違うというふうに思います。

ですから、総務課のほうで、役場職員を対象にしている研修、講習が、かなり外部の講師を入れたり、あるいは自動車学校に講習に行ったりというような形が行われておりますので、なかなか統一的にするのは難しいところがありますけれども、そのあたりは、一考をひとつ要するのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 管理職だけでも、各学校から集めてでも、そういう機会があれば参加するように検討はしていきたいと思います。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第6．報告第3号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第6、報告第3号、兵庫県町土地開発公社の事業報告について、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、兵庫県町土地開発公社の事業報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告申し上げます。

公社の平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画につきましては、お配りをいたしております、平成30年度事業報告書及び計算書類のとおりでございます。

本町では、平成 30 年度においても利用実績、及び令和元年度の利用計画もございません。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（山本幹雄君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 7. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（H31.3.31 専決第 2 号））

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例（平成 31 年 3 月 31 日専決第 2 号）を議題とします。

承認第 1 号について、当局の説明を求めます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 1 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、毎年のことですが、地方税法の一部を改正する法律等が本年 3 月 29 日に公布され、一部を除き 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係規定の整備を図るため、佐用町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分させていただいたことについて報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、個人町民税と軽自動車税に係るものでございます。

まず、個人町民税につきましては、主に 2 点の改正点がございます。

1 点目は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の拡充に伴う措置等でございます。本年 10 月に予定されている消費税の引上げに対応するため、所得税におきまして住宅借入金等特別税額控除の期間が 3 年間延長されることとなりました。これに伴い、所得税額から控除しきれない控除額につきまして、これまでと同様に個人住民税から控除することとなるため、所得税の控除期間に合わせて控除期間を延長するものでございます。

2 点目はふるさと納税制度の見直しでございます。ふるさと納税につきまして寄附金税額控除の特例控除の対象となる寄附金を特例控除対象寄附金として、一定の基準に適合し、対象となる自治体を総務大臣が指定することとされました。指定の基準としましては、寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体であることに加え、返礼品を送付する場合は、返礼割合を 3 割以下とすること、返礼品を地場産品とすること等とされております。

次に、軽自動車税の改正につきましては、グリーン化特例の対象を電気自動車等に限定する見直しを行います。消費税率引上げに配慮し、その適用対象を、令和 3 年度及び令和

4年度に初回登録等を受けたものとし、それまでの間のうち平成30年度に初回登録を受けたものについて、現行の特例措置を延長するための改正でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから承認第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 5番、小林君。

5番（小林裕和君） 内容については、5月20日の全員協議会でも町長なり担当課長のほうから説明を受けたんですけれども、この改正案のところですね、平成45年とか平成33年度という文言が何か、これは、また、訂正が出てくるんですか。令和に。どんなんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、山田税務課長。

税務課長（山田裕彦君） これにつきましては、基本的に総務省のほうから改正案の準則と申しますか、ひな形が毎年送られてまいります。それによりまして、今回の改正につきましては、平成という、直接、改正部分に出てくる文言につきましては、令和というふうになっておりますけれども、それ以外の部分につきましては、平成という文言が残った形になってございます。

今後、税条例、改正が毎年のようにございますので、その際には、令和に改正するということになるということでございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 国の法律に基づいて、いたし方がないところがあるんですけれども、この金額の変更については、全部市町村、全部同じでいっておるんですか。そこらへんは。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 山田税務課長。

9番（岡本義次君） 岡本義次議員のご質問にお答えをしますけれども、基本的に今回の分は、法律の改正でございますので、全て、先ほど、町長の提案説明にございました改正

につきましては、全国共通ということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。ほか、質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例（平成31年3月31日専決第2号）は、原案のとおり承認されました。

日程第8．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（H31.3.31 専決第3号））

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成31年3月31日専決第3号））を議題とします。
承認第2号について、当局の説明を求めます。
町長、庵途典章 君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第2号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月1日から施行されたことなどに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を見直すためのものがございます。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしていますが、被用者保険と比べ、年齢構成が高いこと等により医療費水準が高いこと。また、低所得の加入者が多く所得に占める保険料負担が重いといった構造的な課題を抱えております。

こうした課題に対応し、運営基盤を強化するため、平成30年4月に、公費による財政支援の拡充と県への財政運営の移管を主な内容とする新制度が施行をされました。

県では、新制度の施行に当たり、全市町合意のもと、将来的な保険料水準の統一を目指し、全市町が取り組むべき方向性を示した兵庫県国民健康保険運営方針を、策定をいたし

ております。

制度の安定運営と将来的な保険料水準の統一に向けては、各市町の国保運営の平準化が図られることが前提となり、「標準的な賦課限度額については、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令で定める額とする」の方針に従うもので、県下の市町のほとんどがその金額に設定をいたしております。

また、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについては、納税者にとって有利となる改正であり、政令に準じた条例の改正を行っております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから承認第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2番、児玉君。

2番（児玉雅善君） 今回の佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論を行います。

町民の皆さんの多くが国保税に対して重税感を強く持っています。

姫路市の長年、一般会計から国保会計に繰り入れ、年度末には、国保会計から一般会計に戻すということを繰り返していって来ました。

戻すのなら、その分、国保税を引き下げるのではないかという指摘が長くされてきました。

そして、今回、先ほどもありましたように、制度が変わり、県が医療費の見積額を算定するシステムに変わった結果、これまで市が算定していた医療費の見積額が一般会計に戻していたのと、ほぼ同じ金額。姫路の場合で、約50億円ですけれども、算定額より高くなっていました。

姫路市は、医療費を過大に見積もり、それをもとに徴収額を決定したことになります。やはり、保険税をとりすぎたことが、裏づけられたことになると思います。

そして、姫路市では、一般会計に戻すのではなく、税の軽減にするための基金として残すことになったそうです。

同じことが、本町に限らずですけれども、どこの市町村においても言えるのではないかと思います。

佐用町で言いますと、平成29年度の決算においても当初予算で2億5,531万円の一般会計の繰り入れに対して、決算額では、1億4,775万円となっています。

つまり全額そうだとは言いませんが、その分、徴収額を低くできたのではないかと思います。

重税感のある中で、この条例改正は、高すぎる国保税の負担軽減ではなく、重税を顧み

ない徴収強化となります。

以上を指摘して、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 賛成の立場で討論をします。

過去言いますか、以前からも特別会計とか、そういう当初予算の時にも、いろいろ議論がしてこられました。

先ほど、説明のあったとおり、医療費の増大というのは、これは避けてとおれない。今後増えていくという形になります。

そういう中において、低所得者に配慮した改正という説明もありました。

また、組織の安定した運営をすることによって、それぞれ住民に寄与する部分も出てきますので、そういうことを申し上げて、賛成の討論とします。

議長（山本幹雄君） ほかありませんか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成31年3月31日専決第3号）は、原案のとおり承認されました。

-
- 日程第9. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町一般会計補正予算 第7号(H31.3.31 専決第4号))
- 日程第10. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第5号))
- 日程第11. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第6号))
- 日程第12. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第7号))
- 日程第13. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第8号))
- 日程第14. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第9号))
- 日程第15. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第10号))
- 日程第16. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐用町生活排水処

理事業特別会計補正予算 第4号(H31.3.31 専決第11号))

日程第17. 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第12号))

日程第18. 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第5号(H31.3.31 専決第13号))

日程第19. 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第1号(H31.3.31 専決第14号))

議長(山本幹雄君) 続いて、日程第9に入ります。

日程第9から日程第19までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本幹雄君) ご異議なしと認めます。よって、日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町一般会計補正予算第7号(平成31年3月31日専決第4号)から、日程第19、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号(平成31年3月31日専決第14号)までの11件を、一括議題とします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) ただ今、上程いただきました承認第3号から承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第3号、平成30年度佐用町一般会計補正予算第7号(専決第4号)でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,348万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億2,131万3,000円といたしております。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

町税につきましては、1,360万4,000円の増額。町民税・固定資産税などそれぞれの税におきまして、収入見込み額に基づくものでございます。

地方譲与税につきましては、871万7,000円の減額。うち、地方揮発油譲与税は109万2,000円の増額、自動車重量譲与税は980万9,000円の減額でございます。

利子割交付金は114万4,000円の増額で、配当割交付金は120万1,000円の減額、株式譲渡所得割交付金は490万7,000円の増額、地方消費税交付金は491万8,000円の増額、ゴルフ場利用税交付金は152万9,000円の増額、自動車取得税交付金は413万8,000円の増額、地方特例交付金は59万円の増額、これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、9,620万円の増額で、平成30年度特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、60万4千円の減額。同じく、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、33万8,000円の増額でございます。うち、分担金は95万3,000円の減額。負担金は129万1,000円の増額で、各種負担金の精算見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1,277万5,000円の減額でございます。うち、使用

料は 856 万 9,000 円の減額で、各種公共施設使用料など、実績見込みを計上いたしております。手数料は 420 万 6,000 円の減額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、569 万 5,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金、国庫補助金は、それぞれ 174 万 2,000 円、398 万 2,000 円の減額。国庫委託金は 2 万 9,000 円の増額。国庫支出金につきましては、民生費・土木費など、各事業費の精査によるものでございます。

県支出金につきましては、3,433 万 4,000 円の減額で、うち、県負担金、県補助金、委託金が、それぞれ 1,982 万 9,000 円、1,282 万 4,000 円、168 万 1,000 円の減額。国庫支出金と同じく、各事業費の精査によるものでございます。

財産収入につきましては、57 万 1,000 円の減額。うち、財産運用収入、財産売払収入、それぞれ 40 万 8,000 円と 16 万 3,000 円の減額でございます。

寄附金につきましては、102 万円の増額。

繰入金につきましては、7,433 万 1,000 円の増額でございます。うち、特別会計繰入金は 16 万 7,000 円の増額。基金繰入金は 7,416 万 4,000 円の増額でございます。鉄道経営対策事業基金など、一般会計に繰り入れる予算措置をいたしております。

諸収入につきましては、3,356 万 5,000 円の増額でございます。うち、受託事業収入、貸付金元利収入は、それぞれ 36 万 3,000 円と 34 万 8,000 円の減額でございます。

雑入は、各収入の実績見込みを積み上げた結果、3,427 万 6,000 円の増額でございます。

町債につきましては、1 億 4,890 万円の減額で、それぞれ充当事業の精査によるものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

それでは、歳出についてご説明を申し上げます。予算書 4 ページをご覧ください。

議会費につきましては、195 万 7,000 円の減額でございます。

総務費につきましては、7,653 万 6,000 円の減額。総務管理費 7,032 万 3,000 円、徴税費 299 万 1,000 円、戸籍住民登録費 73 万 3,000 円、選挙費 221 万円、監査委員費 27 万 9,000 円の減額でございます。

民生費につきましては、1 億 5,934 万 1,000 円の減額でございます。うち、社会福祉費は、1 億 2,371 万 1,000 円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や、各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は 3,417 万 4,000 円の減額、災害救助費は 145 万 6,000 円の減額でございます。

衛生費につきましては、1 億 4,474 万 6,000 円の減額でございます。うち、保健衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金の減などにより 1 億 3,091 万 4,000 円の減額。清掃費におきましても 1,383 万 2,000 円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、7,204 万 1,000 円の減額。農業費及び林業費におきまして、各事業の実績見込みに基づいて、それぞれ 2,987 万 2,000 円、4,216 万 9,000 円の減額でございます。

商工費につきましても 752 万 3,000 円の減額でございます。

土木費につきましては、1 億 1,297 万 8,000 円の減額でございます。うち、土木管理費は 2,104 万 3,000 円の減額。道路橋梁費、河川費、下水道費、及び住宅費におきましても、各事業の実績見込みに基づき、それぞれ 3,429 万円、795 万 7,000 円、4,396 万 1,000 円、572 万 7,000 円の減額でございます。

消防費につきましては、611 万円の減額となっております。

教育費につきましては、4,590 万 2,000 円の減額でございます。教育総務費、小学校費、

中学校費、社会教育費及び保健体育費の各項全て、事業の精査により、それぞれ 224 万 3,000 円、758 万 4,000 円、436 万 4,000 円、1,555 万 8,000 円、1,615 万 3,000 円の減額でございます。

災害復旧費につきましては、2,901 万 1,000 円の減額で、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、それぞれ 2,550 万円、351 万 1,000 円の減額となっております。

公債費につきましては、6 億 5,131 万 9,000 円の増額でございます。繰上償還の原資として、元金を 6 億 5,631 万 9,000 円増額をいたしております。

諸支出金につきましては、2,831 万 3,000 円を増額し、基金費におきまして、公共施設等整備基金の任意積立といたしまして 2,851 万 3,000 円を増額をいたしております。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により説明をさせていただきます。予算書 6 ページをご覧ください。

道路維持事業におきまして、工期の延長にともない 1,410 万円の予算を繰り越すものでございます。

最後に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によりまして、ご説明をさせていただきます。同じく、予算書 6 ページをご覧ください。

南光自然観察村整備事業におきまして、事業費の増により、限度額を増額をするものでございます。

以上で、佐用町一般会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第 4 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,145 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 5,854 万 5,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、72 万 3,000 円の減額でございます。うち、一般被保険者国民健康保険税 95 万 2,000 円の減額、退職被保険者等国民健康保険税 22 万 9,000 円の増額。それぞれ実績見込みによるものでございます。

一部負担金につきましては、4,000 円の皆減。使用料及び手数料につきましては、手数料 2 万 1,000 円の減額で、実績見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、1,000 円の皆減。

療養給付費等交付金につきましては、1,000 円の皆減。

県支出金につきましては、2,022 万 5,000 円の減額で、交付決定額に基づくものでございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして他会計繰入金 3,279 万 3,000 円の減額でございます。

繰越金につきましては、1,000 円の減額。

諸収入につきましては、231 万 6,000 円の増額で、うち、延滞金、加算金及び過料、受託収入、雑入におきまして、それぞれ 96 万円、36 万 7,000 円、98 万 9,000 円の増額で、実績見込みによるものでございます。

次に、歳出について、ご説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、148 万 4,000 円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績見込みに基づき、総務管理費 140 万 8,000 円、徴税費 6 万 8,000 円、運営協議会費 6,000 円、趣旨普及費 2,000 円を、それぞれ減額をいたしております。

保険給付費につきましては、3,626 万 5,000 円の減額で、給付実績見込みによるものでございます。うち、療養諸費 2,368 万 9,000 円、高額療養費 1,165 万 5,000 円、移送費 2

万円、出産育児諸費 57 万 7,000 円、葬祭諸費 30 万円、結核医療付加金 2 万 4,000 円を、それぞれ減額いたしております。

保健事業費につきましては、89 万 7,000 円の減額で、実績見込みにもとづくものでございます。うち、特定健康診査等事業費 48 万 1,000 円、保健事業費 41 万 6,000 円を、それぞれ減額いたしております。

基金積立金につきましては、国民健康保険の安定的な財政運営を図るため準備基金積立金 2,800 万円を積立てするものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金におきまして 80 万 7,000 円の減額でございます。

予備費につきましては、4,000 万円の皆減でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第 5 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 5 号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,131 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,651 万 5,000 円に、改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、551 万 2,000 円の減額で、保険料の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、1 万 1,000 円の増額で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金につきましては、交付決定額に基づき 15 万 3,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして、他会計繰入金 591 万 1,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、5 万 4,000 円の減額。うち、延滞金、加算金及び過料、償還金及び還付加算金、雑入におきまして、それぞれ 2,000 円、5 万円、2,000 円の減額で、実績見込みによるものでございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費につきましては、総務管理費 51 万 3,000 円の減額で、実績見込みによるものでございます。

保健事業費につきましても、9 万 2,000 円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額の確定により 1,065 万 8,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、5 万 1,000 円の減額で、うち、償還金及び還付加算金におきまして 5 万円を減額、繰出金は 1,000 円の皆減でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第 6 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,046 万 6,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 3,396 万 1,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 万 7,000 円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 394 万円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、介護保険料におきまして 186 万 1,000 円の増額で、実績見込み

に基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料1万4,000円の増額、督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、265万3,000円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては、過年度分の予算整理で1,000円を減額。国庫補助金におきましては、調整交付金などの予算整理で265万4,000円の増額でございます。

支払基金交付金につきましては、過年度分の予算整理で、2,000円を減額いたしております。

県支出金につきましては、3,000円の減額。うち、県負担金が1,000円の減額、県補助金が2,000円の減額、それぞれの予算整理でございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして、一般会計繰入金1,386万2,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、112万7,000円の減額でございます。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては、2,000円の予算を皆減いたしております。

雑入におきましては、112万5,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

次に、事業勘定の歳出でございますが、2ページをご覧ください。

総務費につきましては、272万4,000円の減額でございます。うち、総務管理費におきまして256万8,000円の減額、介護認定審査会費におきましては9万9,000円の減額、運営協議会費におきましては5万7,000円の減額、それぞれ実績見込みに基づくものでございます。

保険給付費につきましては、8,415万1,000円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費が7,637万7,000円、介護予防サービス等諸費が90万5,000円、その他諸費が8万1,000円、高額介護サービス等費が109万5,000円、特定入所者介護サービス等費が410万4,000円、高額医療合算介護サービス等費が158万9,000円、それぞれ実績見込みによる減額でございます。

地域支援事業費につきましては、414万円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費が106万3,000円、一般介護予防事業費が139万5,000円、包括的支援事業費が46万7,000円、任意事業費が120万9,000円、その他諸費6,000円、実績見込みによりまして、それぞれ減額をいたしております。

基金積立金につきましては、8,103万2,000円の増額、介護給付費準備基金積立金の追加計上でございます。

諸支出金につきましては、48万3,000円を減額、償還金及び還付加算金等の精算見込みに基づくものでございます。

続いて、サービス事業勘定についてご説明をさせていただきます。予算書23ページ。

歳入でございますが、サービス収入につきましては、2万7,000円の増額、予防給付費収入、及び介護予防・日常生活支援総合事業費収入の実績見込みでございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきまして、6万6,000円の減額で、居宅サービス事業費、及び介護予防・日常生活支援総合事業費の実績見込みでございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金を精算見込みによりまして9万3,000円増額をいたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第7号、平成30年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第5号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億895万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

事業収入につきましては、387万2,000円の減額。内容は、生活扶助費及び施設事務費の精算見込みによる減額でございます。

寄附金につきましては、5,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を精算見込みによりまして、752万2,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、21万1,000円の減額。うち、受託事業収入が13万2,000円の減額、雑入が7万9,000円の減額、それぞれ実績見込みに基づくものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、1,156万円の減額でございます。老人ホーム費におきまして、管理運営費の予算整理を行っております。

予備費につきましては、4万円の減額。不用額整理でございます。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案説明といたします。

次に、承認第8号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,331万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,456万9,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、988万2,000円の増額で、使用料の精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金9,309万7,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、簡易水道事業債10万円の減額で精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、8,105万円の減額でございます。うち、管理費におきましては6,864万8,000円の減額で、主なものは消費税の精算見込みによるものでございます。建設改良費におきましては1,240万2,000円の減額で、委託料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。

公債費におきましては、216万5,000円の減額で、支払利息の変動によるものでございます。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第9号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,339万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,282万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては、217万1,000円の増額で、使用料等の精算見込みが主なものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4,396万1,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、管渠移設補償費を160万円減額いたしております。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、4,232万7,000円の減額でございます。うち、管理費におきまして1,467万4,000円の減額で、各施設の維持管理に係る需用費及び委託料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。事業費におきましては2,765万3,000円の減額で、建設改良費に係る委託料及び工事請負費等の

精算見込みによるものでございます。

公債費におきましては、96万3,000円の減額で、町債償還利子の支払い見込みによるものでございます。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第10号、平成30年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,453万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億389万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金につきましては、20万円の減額で、加入負担金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、2万2,000円の増額で、使用料等の精算見込みが主なものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,432万4,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入3万1,000円の減額いたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきまして、1,443万3,000円の減額でございます。うち、浄化槽管理費におきましては561万6,000円の減額で、維持管理に係る需用費、浄化槽管理委託料の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設管理費におきましては581万7,000円の減額で、各施設の維持管理に係る需用費及び委託料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設事業費におきましては、委託料及び工事請負費300万円を減額いたしております。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第11号、平成30年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万3,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億430万1,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

野外活動センター使用料につきましては、18万5,000円の増額で、グループ用ロッジの利用増によるものでございます。

一般会計繰入金につきましては、10万9,000円の減額で、主に人件費の減額によるものでございます。

雑入につきましては、81万7,000円の増額で、シーツ使用料の増額42万5,000円、家族用ロッジの収入増による増額39万1,000円が主なものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

社会教育総務費につきましては、57万7,000円の減額でございます。職員手当等39万6,000円の減額、臨時職員賃金11万2,000円の減額が主なものでございます。グループロッジの運営費におきましては37万3,000円の増額で、寝具等レンタル料でございます。天文台公園運営費におきましては109万7,000円の増額で、消耗品費221万1,000円の増額、電気料37万1,000円の減額、水道料10万2,000円の減額、備品購入費の図書購入費30万7,000円の減額が主なものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、承認第 12 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 922 万円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,531 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、1,204 万 9,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、入浴料は増額となりましたが、宿泊料をはじめ、食事料、食堂売上料、その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額でございます。

繰入金につきましては、288 万 5,000 円の増額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の増額でございます。

諸収入につきましては、5 万 6,000 円の減額で、主に電話使用料の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、922 万円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査をし、主には賃金・需用費・役務費などを、減額をいたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,425 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 904 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

財産収入におきましては、2,331 万 3,000 円の減額で、これは、広山団地 1 区画、茶屋区画 2 区画、下徳久区画 1 区画の合計 4 区画が売却できなかったことによるものでございます。

繰入金につきましては、宅地造成基金繰入金で 71 万 2,000 円の減額となっております。

繰越金におきましては、22 万 4,000 円の減額で、前年度繰越金を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,000 円の減額で雑入を皆減をいたしております。

次に歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,353 万 9,000 円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したところ、需用費・委託料・積立金を減額いたしております。

公債費につきましては、71 万 1,000 円の減額で、地域開発事業債を全部繰り上げ償還したことによる、町債償還元金及び利子の減額でございます。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、承認第 3 号から承認第 13 号までの専決処分の承認について、説明を申し上げます。それぞれ、十分ご審議いただき、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。説明の説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 承認第 3 号から承認第 13 号までについて、当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております承認第 3 号から承認第 13 号までにつきましては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願います。

それでは、日程第 9、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算第 7 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 5番、小林君。

5番（小林裕和君） まず、平成30年度の事業で、単年度でできなかったもの、継続するものは、報告第1号で、平成30年度佐用町繰越明許費の繰越計算書の報告を受けました。

ザクツとした話するんですけど、それ以外に平成30年度でやろうとしたけれども、諸般の事情でできなかった、そういう細かいことは別にして、目立ったような事業はあったのかどうか。それを、最初、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 繰り越しをさせていただいたものを報告させていただきましたけれども、おおむね、そうした土木事業や、それぞれ当初計画していた主な事業におきましては、どうしてもできなかったものが幾らかあったものは、途中で、それは補正をさせていただいたところもあったかもしれませんが、最終的に、こうしておおむね計画の予算を執行させていただいて、計画どおり、まあまあ実行、実施ができたというふうに思っております。

どうしても何かの都合、状況で、やるべき事業ができなかったというようなところは、なかったというふうに思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） はい、ありがとうございます。

順調に事業も進んできて、細かいやつは、そういう変更はあったかと思うんですけども、ちょっと、そこで今回の専決の補正、2,300万円ほどの増額、それで、ザクツと収入と歳出見て、トータルで、それと同等のものは公共施設整備の基金に2,800万円ほど積まれています。

それと、それ以外で長期の繰上償還に6億6,000万円ほどされています。

これを見てくると、昨年も同様の繰上償還を同じ金額ではありませんけど、同じような傾向で繰上償還。

僕、ちょっと、補正のことなんですけども、当初予算があって、6月補正は、よっぽどのがない限り、あんまり、そう多くない。9月については、大体人事異動で、人件費で変わるということで、主な補正はある。12月については、その事業の進捗とか、そういうの見極めて、新たに突発的にできたものとか、そういうもの的大まかに言うたら、そういう補正する。

で、3月に精算見込みで補正をすると。それをつくるには、まだ、3月末までの期間がありますから、確定はできないので、確定したのは、この専決補正になってくるんですけども、それぞれの補正の時に、事務事業のきちっと見据えて、見据えていいのか見直し

て、そういう補正ができていいのか。この補正で、極端に言ったら、ザクツとした計算ですけれども、6億ぐらいは、ずっとやろうとした計画で上げていたやつができていないので、たまたま結果的にこうなったから、繰上償還ができるというような感じに受けとめられかねないと思うんですよ。

そのへんの、今、財政運営が安定しているから、簡単に言うたらできるのかもわかりませんけれども、今後、その財政運営が厳しい時には、もうそれぞれの部署で、きちっと、ある程度いうことをつけなったら、事業の執行もできなくなってくるというようなことも懸念されるので、そのへんの考え方は、どんなんかいうことを、ちょっとお伺いしたいんです。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

まず、3月補正のあり方自体を問われておるんだらうと思いますけれども、3月補正というのは、ご承知のとおり3月の初旬の議会に提案ということで、1月の末から2月の頭ぐらいに要求を出して編成をする必要がございます。

ということは、当該年度の支払いというのは、大体7月までかかるわけでございますので、2月の頭の時点で、なかなか実績見込みというのを、きちっとくくるということは、なかなか難しいわけです。特に医療費や介護給付費などは、まだまだ後、3回ぐらい払わなければならない、その時期に幾ら要るかわからないのに、3月補正で、きちっと整理をつけてしまうということは、なかなか困難なわけなんです。

ですから、3月補正は、その時点で、例えば、10月、12月ぐらいで終了した事業の清算を行うといったやり方しかできないわけでございます。

例えば、3月専決をしない方法もあるわけでございます。現にほかの他市町では、3月補正だけで、3月専決を予算整理をしないところもあるわけなんですけれども、そういった場合は、やはり何億という余剰金が出まして、結局、それを次年度へ繰り越して、9月から12月の補正で、それを繰り入れるということをやっているんですけれども、それをやると、やっぱり年度が始まってから半年以上、余剰の財源が活用できないということになりますので、佐用町におきましては、この3月の専決を行いまして、余剰金は余剰金として繰上償還なり基金に積むといった、そういった活用をやっておるわけでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、5番、小林君。

5番（小林裕和君） 1月末とかね、それはもう理解はしておるんだけど、それで、そういう医療費とか、そんなんも、突発的なものがあるから、それである程度見込んで、なくなったら住民に負担をかけますので、そういうのは、今までの説明でも、よく聞いているしわかるんです。

それで、一番最初に事業という言い方をしたのは、事業いうたら全て入るんですけれども、この歳出の予算書を見たら大きな額が減額になっているのは、大体事業課が多い、だから、そのへんのところで、3月補正の時に精算見込みを出す時に、どのような考え方で

つくっていくのかな、つくっているのかなというのが、だから、基本的な考え方が聞きたかったんです。

それで、そういう、ある程度見極めをしていて、それで、そういうことが出てくれば、繰上償還をするのでも額が決まっていますので、できるものと、できないもので額が決まっていますので足らなったら、それ3月にはできないんですけども、これたまたま、今年の3月補正には、繰上償還はしていないから、それで、くくってきたら、この専決で繰上償還を、6億幾らの金額が出ているから、だから、ちょっと、そのへんを、最初言うたように、財政が安定しているからできるのであって、そうじゃなくなった時には、本当にもっと、確実に確定はさせられませんけれども、そういう予算の考え方というのは、どうなのでしょうかとということ、ちょっとお尋ねしたんで、そういう考え方を、ちょっと聞きたかったんです。

これは、そういうことです。

特別会計でも事業が多いので、特別会計で一々聞いたらいいんですけども、もうそんなことはできませんので、全体のその考え方というのを、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 予算の立て方として、歳入歳出が、ぴったしと大体合うように、予算を組んでいけば、一番それがベターなんですけれども、どうしても、当然、予算としては、当初として、また、途中の補正としても、若干の事業の動向、特に先ほど言いましたような医療費とか、いろんな変動するものについてなんかは、余計に、かなり、ある程度余裕は、当然、持たなければ予算として執行できない。

それから、事業課等における事業におきましても県との関係とか、町の事業として行うものにおいても、予算が個別に、この予算で幾ら幾らって、きちっと計算をして予算を立てれば、一番大体予算と支出が合っていくんですけども、どうしても当然、当初の新年度の計画をした時に、大体路線、これぐらいな概算予算という形で予算を立てていきます。そのほかに修繕費とか改良費とか、そういう形で予算を立てます。

そういう中で、財源的にも、町としては、できるだけ当然、有利な起債を求めたり、単費、町単費をできるだけ少なくするような、そういう執行の仕方をしていくということで、財政室とも十分協議しながら実際の事業を行っているわけですけども、途中、3月で、大体事業費が早く終われば、一つ一つ精算ができ、予算の中で余裕がかなりあれば、次の予定をしている事業に改めてとりかかっていけばいいと、その年のうちにですね、そういうことも可能なんですけれども、やはり、私ども、ずっと事業課の対応を見ておりますと、人員的にも、なかなか、それだけの事業を、次々と計画、実施していく、それだけの人員的な余裕も少ないということで、どうしても、当然、一つ一つの事業については、先ほど言いましたように、財源もできる限り町の単費を使わないようにする。

それから、1つの事業においても、少ない事業費と、できるだけ軽減をしていくということで、実施してまいります。

そうすることによって、たくさん土木や、そうした事業だけじゃなくって、全体の事業、全ての担当部署において、予算執行の段階で、しっかりと節約は節約をしていくという、そういうものの積み重ねが最終的に3月で、数億というものが生まれてきますし、もう1つは大きいのは、交付税ですね。交付税も、かなり減額されていく予想の中で、過大

な交付税を当初予算は、当然できませんので、ただ、その中で、今回でも1億ぐらいな当初予定している交付税から見ると増額をいただいたというようなものが、当然、生まれてくるわけです。

そういう中で、3月に当然集中して、先ほど言いましたように、3月補正では、これは、なかなか確定はしにくいので、この専決でさせていただいて、それを繰上償還、できるだけ将来的な財政運営を考えた中で繰上償還。それから、公共施設の整備基金、こういうものに積み立てていくという、こういう形で財政の安定化をずっと図ってきているというのが、これは承知いただいているとおります。

これから、そうしたある程度余裕が持てないような予算を組まなければならない。そういう、確かに時期は来るとは思うんですけども、そうなればなるで、当然、当初予算からやっていかなきゃいけない予算でも予算が組めないから、事業を繰り延べしていくとか、そういうこともしていかなきゃいけないことがあるかもしれませんけれども、おかげで、今現在、佐用町におきましては、そうした事業においても計画的に事業の計画をし、執行もできているという状況でありますので、こういう財政状況を何とか継続していきたいということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本君。

9番（岡本義次君） ちょっと、個別的に入らせてもらいます。

9ページ、町税の5款の10項の10目、15節、71万6,000円、滞納繰越分の少ない分。それから、法人で1万6,000円、金額少ないですけど。それから、固定資産税の193万円少のう。それから、軽自動車税については、増えて31万円。

この4項目につきまして、当初15パーセントという上げ方しておりましたけれど、これらによってパーセンテージは、何ぼぐらいになりましたか。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、山田税務課長。

税務課長（山田裕彦君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

町税の滞納繰越分の専決の減額補正、先ほど、岡本議員がおっしゃられた金額で補正をさせていただいておるんですけども、これにつきまして、それぞれ税目ごとに申し上げますと、まず、一番上の個人の町民税でございますけれども、これにつきましては、当初予算計上時点では、収納率を28.2パーセントという見込みをしておりました。実績の見込みとしましては、これは29パーセントとなる見込みでございます。ただ、この減額になっておりますのは、その分母となります滞納繰越の調定額が減額となっているということでございまして、収納率そのものは、当初、見込んでおったものよりは上回っておるといいう状況でございます。

法人町民税につきましても、減額の1万6,000円となっておりますけれども、収納の見込み率としましては、当初予算よりも上がっておりまして、当初、24.6パーセントという見込みでございましたけれども、実績の見込みとしましては、58.2パーセントという見込み

でございます。

それから、固定資産税につきましては、193万円減額としておりますけれども、これにつきましても分母となります調定の額が減額になっております。予算の計上につきましては、当初、27.6パーセントという見込みで計上しておりましたけれども、実績としましては、若干ですけれども、27.4パーセントということで、若干、目標よりは下がっておるんですけれども、この減額となった要因につきましては、繰り越しの調定額が減少しているということでございます。

それから、最後の軽自動車税につきましては、これは31万円増額ということになっております。これにつきましては、調定の額の関係もあるんですけれども、収納率、これが当初、29.7パーセントという見込みをしておりましたけれども、実績として38.2パーセントという、大幅に当初の見込みを上回る収納率ということになりましたので、増額という補正をさせていただいております。

今、申しました4税、合計で申しますと当初予算では、27.8パーセントということでしたけれども、実績として27.9パーセントということで、ほぼ当初予算に計上しておりました収納率どおりの収納率となっております状況でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） それから、13ページに入りますけれど、住宅使用料現年度分、この分が、977万5,000円。この要因については、いかがでしょうか。

それから、その下の15節の50万2,000円の滞納繰越分、これについても何パーセントになりましたか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 商工観光課長、真岡君。

商工観光課長（真岡伯好君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、町営住宅の使用料現年度分の減額の977万5,000円でございますけれども、これは、当初予算9,430万5,000円を計上しておったわけでございますが、これにつきましては、去年、予算の積算の際に、平成29年10月分の12カ月掛ける0.98というような、そういった係数で当初予算を積算しておりましたが、実質は入居者の入退室の関係でございますとか、何回か、ご説明もさせていた、町のほうとしては、説明をさせていただいておるとは思うんですが、非常に空き部屋も目立ってまいりまして、百数十室の空き室が、今、政策空き家も含めてあるというような状況の中で、非常に入居者のほうが減ってきているという状況も含めまして、全体的では、現年使用料が減少したというところが実際のところでございます。

それから、50万2,000円についてでございますけれども、これにつきましては、滞納率といたしましては、70.6パーセント。この滞納繰越分については、実際に、収納率が29.4パーセント、滞納率が70.6パーセントということで、一番の原因は非常に高額納税者の高額額も60万円ということで、次が30万円とういことで、滞納者総数が17名ということで、非常に少のうございます。ですから、支払される条件が、非常に限定されておりました、例えば、夜お仕事がお帰りになるまで、お待ち申し上げるとか、そういったこ

とも、いろいろしておるんですけれども、なかなか、その方の就業条件が変わらないと収納が難しいという条件も相重なりまして、滞納率につきましては、滞納繰越分は 70.6 パーセントというような状況でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 15 ページに入ります。

町民プールの使用料が 176 万 1,000 円増えてございますけれども、今、この分につきましては、どうなんでしょうか。ここ最近、ずっと増えていっておるのか。減っていきよんか。使用しておる利用率、利用者ですね。

それと、そこに働いておる人の人件費等を掛けたら、どのような収支になりますかというのが 1 点。

それから、その下の 2 万 3,000 円のコミュニティプラント施設使用料滞納繰越分、これについても同じようにお願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 安東生涯学習課長。

生涯学習課長（安東文裕君） 失礼いたします。

まず、町民プールの使用料の件でございますけれども、平成 29 年度と比べまして、本年度増えているというのは、平成 29 年度にプールの改修工事を行いましたので、1 月、2 月が休止のような形で行いましたので、平成 29 年度が 1,879 万 1,500 円。平成 30 年が 2,252 万 650 円ということで、372 万 9,000 円の増額という形にはなっております。

これは、実際のところ使用者の数も増えておるわけでございますけれども、幾らかは、今年度も増えているということは、確認のほうをさせていただいております。

それから、先ほど言いました、全体の賃金とか含めてというのは、ちょっと、今、全体の詳しい資料を、ちょっと、そのへんも含めた形の分を、まだ、持っておりませんので、また、決算等出ました時に、また、報告のほうをさせていただきます。申し訳ありませんけど。

議長（山本幹雄君） はい、ほか質疑ありますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎上下水道課長。

上下水道課長（重崎勇人君） ご質問のコミュニティプラントの滞納分の件でございます。

収納の率といたしましては、最終的には 9.4 パーセントの滞納に対する徴収率となっております。以上でございます。

議長（山本幹雄君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） ええっ、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） いや、なかったら。今、3回言うたでね。もう次の人があるのかなと思っておったんですけど。

17ページの55款の10項の10目の40節、障害者自立支援給付費負担金1,557万9,000円、これ少のうございますけれど、これら、今、かかっている方が何人ぐらいで、どのような中身なんか、ちょっと説明していただきたいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） この事業につきましては、補装具とか生活介護等の障害者サービスに対する給付でございます。

ちょっと、人数については、ちょっと手持ちがございませんけれども、それぞれ実績に基づきまして、最終的には1,500万円強の減額をさせていただいております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9番（岡本義次君） その人数が、ここ2、3年に比べて、多分、増えてきておるんじゃないか思うんですけど、その中身的な状況も踏まえて、また、今、わからなかったら、後で教えてくださいね。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） なければ、20ページ、ふるさと応援寄附金198万円が少のうなっ
てございますけれど、これらについて、件数と金額、そしてその推移、どんなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 平成30年度におきましての件数は1,214件でございます。

推移につきましては、ご存じのとおり返礼品の3割のそういった条件ですとかが変わってきておりますので、少し減少はしております。

金額で申し上げますと、平成 29 年度をピークでございますけれども、平成 29 年度は 2,279 件で 3,736 万 971 円で、前年度、平成 30 年度が 2,002 万 826 円という状況でございます。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 21 ページの一番下、15 節、滞納繰越分 33 万 6,000 円、この分についてもお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） まず、住宅新築資金でございますが、収納額といたしまして、24 万 7,152 円、お 2 人の収納を見ております。率といたしましては、1.1 パーセントでございます。

宅地取得資金につきましては、収納額はゼロでございますので、皆減という形になってございます。

3 つ目の住宅建設資金分ですけれども、こちらのほうが、収納実績が 9,000 円ということで、お 1 人の方の収納のほうをみております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） それは、何パーセントになりましたか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 最後の方、住宅建設資金につきましては、0.1 パーセントでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） なければ、22 ページの、これ 15 目の分ですね滞納処分費、59 万

8,000 円。この分についてもお願いします。

処分費、これ少のうなっておりますけれど、実際、処分した分があったんでしょうか。そこらへんについて、お願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 山田税務課長。

税務課長（山田裕彦君） この滞納処分実費徴収金と申しますのは、滞納処分、差し押さえ等をして、それを換価と申しまして、お金にかえるためにかかった費用をご本人様、滞納者から徴収しておるものでございまして、実際に、ここで執行した分につきましては、今、インターネット公売を実施しております。その分の費用が使いまして、残りを全部減らさせていただいたというところでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） なければ 24 ページ、45 節、林業振興施設整備事業債 2,850 万円の三角、少ない分ね。それから、道路長寿命化事業債、これ三角 3,330 万円。それから、道路新設改良事業債、4,630 万円。急傾斜地崩壊対策事業債、1,230 万円。これらについて、ちょっと、概略だけでもお示してください。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） それでは、24 ページ、林業振興整備事業債 2.850 万円の減額について、お答えをさせていただきます。

この分につきましては、佐用クリーンセンターの解体の分でございます、これが工事費 3,000 万円減額としておりますので、その 95 パーセントを起債額を減といたしております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

9 番（岡本義次君） その下の道路長寿命、道路新設…

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山建設課長。

建設課長（横山重明君） 土木費の道路長寿命化推進事業ということで、合併特例債、公共施

設等適正管理推進事業債ということで、起債を充てております。そちらのほうは、事業の精算に伴う減額によりまして、それぞれ減額をしております。

道路改良におきましても、同じく過疎対策事業債、それから、合併特例債を充当しております。こちらのほうも、繰り越し等ありましたので、こちらの分が減額となっております。

急傾斜地につきましては、こちらのほうは県の事業でありまして、町の費用を入れておりますが、県の事業の確定に伴いまして、減額となっておりますので、それに伴う費用分を減額とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 36ページ、これにつきましても結婚新生活支援補助金が251万4,000円少なくなっております。これらについて、結婚の数が、そんなにできなかったんかなと思うんですけど、これ幾らぐらいできたんでしょうか。この支援した分ですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） こちらは、実績としましては6件で132万6,000円の助成をしております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） 49ページ、一番下が19節の負担金補助及び交付金、634万9,000円、これ少のうなっておりますけれど、これらの要因については、どうだったんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） これにつきましては、ひまわり、それから、そば、大豆、それぞれに特産品の奨励ということで助成を行っているものでございますけれども、昨年度の収穫量につきまして、ひまわりが減収となっております、約300万円の減額。

大豆のほうも、播種時期の天候不良が原因となりまして、収量が30トン余り減っておりますので、300万円ほどの減額といったことで、合わせて600万円余りの減額となって

ございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 53 ページ、15 節の工事請負費で 3,000 万円、これ少のうなっております。これは、工事入札の差額ですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 3,000 万円の減額でございます。

これも先ほど申し上げました、さよう木材ステーション整備事業にかかります佐用クリーンセターの分で、これも入札減と言いますか、これも令和元年度との2カ年の事業でございます、平成30年度につきましては2,000万円の工事ということで、3,000万円を減額させてもらっております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） なければすみません。

54 ページ、買物不便地域移動販売促進事業補助金で 300 万円少のうなっておりますけれども、これについては、今、そういう買い物の移動の車、何台走って、どこらへん行っていますか。

走って、この 300 万円少なくなった要因については、どうなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 現在でございますけれども、直接町のほうが、この買物不便地域の補助事業を利用いたしまして、いただきまして走っておる車は、現在、1台。

ただし、以前に町が主体となりまして、国の補助を受けながら買物不便地域の実証実験に協力していただいた事業者様1社につきましても、現在も移動販売のほうを続けていただいております。

この 300 万円の減額でございますけれども、以前から移動販売を続けていただいております1社につきましても車の更新というような予定もされておるということで、予算を上げておりましたが、今のところ何とか、車が使用に耐えうるということで、継続して使っ

ていただいておりますので、今回、減額したという理由でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 58ページ、下の15節の工事請負費785万円、これらについても入札減ですか。これは。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山建設課長。

建設課長（横山重明君） 河川費の工事請負費であります。こちらのほうは、言われましたように、入札減があります。

それと、今回、7月の災害がありました。当初、維持管理の中で直そうとした場所が、災害に遭いまして、そちらのほうで対応したということで、そちらのほうの分ということで、若干、減額のほうをさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

9番（岡本義次君） 特別会計入ってええん？

議長（山本幹雄君） 今は、一般会計。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第10、

〔西岡君「議長、動議提出します。休憩（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） はい、休憩、わかりました。いいですか。

動議を出されましたので、お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、再開を 11 時 35 分とします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第 10、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） お年寄りの方が、次々、広報見ておっても亡くなっております。

若い人は、会社勤めされて、そこの法人で入っていらっしゃるわけなんですけれど、定年になってからとか、国保に入っている方が、どう言うんですか、だんだん、だんだん減ってきてよんじゃないかと思うんですが、そこらへんは、どんな割合なのか、どんな状況なんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） ただ今、岡本議員が質問されました、おっしゃられたとおり、国民健康保険におきましても、だんだんと被保険者数ですね、世帯数並びに人数というのが減少傾向になってきております。

その方については、今後、後期高齢者医療ですね、そちらのほうに回られる方が、今後、団塊世代等が、そういうふうな傾向になってくるのかと思われまます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

ほか、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 4 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 今、課長の答弁の中で、当然、国民健康保険から後期のほうに入って増えてきておるということでございますけれど、その後期の分で、いかほど増えていきよんか。そこらへんの状況については、どんなでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 先ほど、申しあげました国民健康保険、75歳になりますと後期高齢者医療保険の制度のほうに移行になります。

後期高齢者75歳以上の方におきましても、亡くなられる方、当然、おられます。

そして、国民健康保険から段階的に後期高齢者医療保険のほうに移られるんですけども、現状といたしましては、9月30日現在で、昨年と比べますと40人ほど、逆に減っております。

と言うのは、75歳以上の方でも亡くなられたりとか、そういった関係で、全てが移られてというふうなことではなしに、今現在おられますも、ちょっと、そういった理由で減少傾向になっているというふうな状況でございます。

議長（山本幹雄君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 12、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 介護保険も病院へ行けば、もういっぱい、大勢の方が診察にみえております。
ですから、私らは、おかげで元気なんで、

議長（山本幹雄君） あの、何ページの質問ですか。質疑ですか。
何ページのどこの質疑ですか。

9 番（岡本義次君） いや、全般。

議長（山本幹雄君） 質疑ですから、質疑というのは、提案されたものに対する質問ですから。何を提案されたことに対して質問しておるかということ。今のは質問ですから、質疑にしてください。

9 番（岡本義次君） 質問します。

議長（山本幹雄君） 質問じゃない。質疑にしてください。

9 番（岡本義次君） 質疑します。
いわゆる、それも同じように、増えていきよる状況というのは、どんな…

議長（山本幹雄君） だから、何ページのどこの質疑ですかと聞いている。
質疑ということは、当局が提案したものに対する、これとこれに対して、こうでというものがないと、ただ漠然と聞かれたら、それは質問になりますから、当局の提案されておるこの部分に対してどうですかと聞かれたら、これ質疑と認めますけど、今のは質疑じゃのうて、質問の感じになりますから。

9 番（岡本義次君） 支出の金額の中で、こう上がっておりますけれど、その金額が、ここ推移、2、3 年において、どれぐらいな状況で変わっていきよんかということをお伺いします。

議長（山本幹雄君） 答弁、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えいたします。
介護保険を利用される方につきましては、認定審査会のほうで介護認定を受けられるこ

とになります。それで、比較的軽い方については、要支援。介護が必要な方は要介護1から要介護5ということになっておりまして、近年の認定審査会の開催回数なんですけれども、平成28年度が年間47回。平成29年度、平成30年度は28回ということで、回数は、ほぼ同じ回数でございます。

それで、審査件数ですけれども、こちらも同様の数字でして、平成28年度については1,459件、平成29年度が1,438件、平成30年度が1,468件というふうな数字になっております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町介護保険特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第13、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第14、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第15、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第16、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第4号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 4 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 17、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 18、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 5 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 3 ページの食事料が 575 万 2,000 円少のう当初なっていますけれど、これらの要因については、どのように、私らも、そんなにたびたびは、よう行かんけれど、友達が来たり、親戚が来たり、また、法事の時、利用して、前と比べたら、料理も若干よくなっておると思うんですけど、小学校から入る橋のところに、笹ヶ丘荘の案内看板があったんが、工事のために除去されております。

平福の道の駅みたいに通りすがりの人が入って飯食おう、お茶飲もう、お土産でも買おうかというように、すぐあればええんやけど、わかっておる人は、ちょっと中のほうにあ

るというのはわかるけれど、通りすがりの人だったらわからん思うんや。

ですから、そういう看板が、2、3人の人から、看板もつとしてくれというような話も聞いておりますので、そこらへんは、どのように思いますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） まず、使用料の、今、ご質問、先にございました分について、お答えさせていただきますが、全体的に見まして、食事代だけではなしに、全体的な使用料として、平成30年度は笹ヶ丘のほう、若干、売り上げのほうが増加しております。

その中でも、食事料のほうは、対前年度で言いますと3.4パーセントほど減っておりますというような状況も出ておりますが、従業員のほうも、非常に日々試食等々を繰り返す中で、原価計算もしながら、いろいろと季節に合った、それなりのものを提供したいというふうに努力はしているところでございます。

今、ご指摘のありましたことを、私どものほうも念頭に置かしていただきまして、より一層の努力を続けてまいりたいなというふうには、常時思っておりますのでございます。

それからあと、看板の件でございますけれども、確かに、新たな、災害によってできました河川側の道の進入路の看板につきましては、新たな看板は立っておりますけれども、メインの橋のところですね、あそこにつきましては、先日もそういったお話のほうを伺っておりますので、ただ今、施設の支配人のほうとも、現場のほうへ出向きまして、一番お客様を誘導しやすい方法を考えていく必要があるというふうには考えております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。ほか質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第12号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第12号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第19、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 30 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり承認されました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は 1 時 15 分とします。

午前 1 時 5 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 20. 議案第 1 号 町道路線の認定について

日程第 21. 議案第 2 号 町道路線の変更について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 20 に入ります。
日程第 20 及び日程第 21 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 20、議案第 1 号、町道路線の認定について及び、日程第 21、議案第 2 号、町道路線の変更についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程いただきました議案第 1 号、町道路線の認定及び議案第 2 号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。
先に、議案第 1 号、町道路線の認定、1 路線について、ご説明申し上げます。

整理番号 3 万 646 号、路線名、三河 51 号上線は、集落内の生活道としての利用形態と認定の相違により路線を認定しようとするものであります。

次に、議案第 2 号、町道路線の変更、2 路線について、ご説明申し上げます。

整理番号 3 万 559 号、路線名、三河 49 号線及び整理番号 3 万 561 号、路線名、三河 51 号線の 2 路線は、集落内の生活道としての利用形態と認定の相違により、終点が変更になる路線でございます。

以上、町道路線の認定及び変更について、道路法第 8 条第 2 項及び同法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより順次、質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

まず、議案第 1 号、町道路線の認定について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 2 号については、変更前と変更後と図面に載って、すぐわかるんですけど、そやけど、1 については、今、私、課長に聞きに行ったらわかったんやけどね、できたら、こういうふうな前と後というようなやつを掲載してもらったら、すぐわかるんじゃないかと思っておりますので、今後、お願いしたい思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 横山課長。

建設課長（横山重明君） ご指摘のように、今回の路線の認定と変更につきましては、同一路線ということで、表示の仕方に、ちょっと、いろいろと工夫はしてみたんですけども、ちょっと若干わかりにくい点がありました。また、今後、気をつけたいと思います。

議長（山本幹雄君） ほかないですか。

ないようですので、これで議案第 1 号に対する質疑を終結します。

続いて、議案第 2 号、町道路線の変更について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで議案第 2 号に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 1 号及び議案第 2 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、町道路線の認定について及び、議案第2号、町道路線の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22. 議案第10号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第22、議案第10号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第10号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

公職選挙執行時における選挙長や投票管理者などの報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定をされた額を、町条例において、同額を規定しているところでございます。

このたび、同法が改正され本年6月1日に施行されたことに伴い、該当する選挙長などの報酬を改正された額に引き上げるものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第10号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第10号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 3 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 23、議案第 3 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 3 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月 29 日に公布され、4 月 1 日以降順次施行されることに伴い、佐用町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の改正点は、主に個人町民税及び軽自動車税に係る改正でございます。

まず、個人町民税の改正点につきまして、ご説明申し上げます。

個人町民税の改正は、子供の貧困に対応するため、個人町民税の非課税措置の対象に、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親を加えるものでございます。この改正は、令和 3 年度分以後の個人町民税について適用されるものでございます。

次に、軽自動車税の改正点について、ご説明を申し上げます。軽自動車税の改正は 2 点でございます。

1 点目は、種別割に係るグリーン化特例の見直しでございます。環境性能割が軽自動車税に導入されることを契機に、その適用対象を電気自動車等に限定することとし、令和 3 年度及び令和 4 年度に初回登録を受けたものについて適用し、それまでの 2 年度分は現行の特例措置を延長するものでございます。

2 点目は、環境性能割の臨時的軽減でございます。本年 10 月から軽自動車税においても環境性能割が導入をされますが、その税率につきまして、消費税引上げに伴う自動車の取得時の負担感を軽減するため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を 1 パーセント分軽減するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 3 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 3 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 3 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24. 議案第4号 佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第24、議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、消費税及び地方消費税の改正に伴い、町が負担する情報通信網整備に係る工事費用が増加することから、改正するものでございます。

改正点は、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例第7条第1項の表中、引き込み工事の5万円を5万2,000円に、ONU及び付帯設備の撤去工事の1万5,750円を1万6,500円に、一時停止工事の5,250円を5,500円に、再開工事の7,350円を7,700円に改正をしようとするものでございます。

ご承認いただきますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第4号につきましては、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第4号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第4号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、佐用町情報通信網整備分担金徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25. 議案第5号 佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 25、議案第 5 号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 5 号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、消費税及び地方消費税の改正に伴い、佐用町笹ヶ丘荘条例第 6 条中の使用料別表第 1 のうち、ログハウス宿泊料及び休憩料・会議料等の使用料を改正をしようとするものでございます。

笹ヶ丘荘の本館におきましては、建設から 47 年を経過し、バス・トイレがない部屋もあり、現在の利用者ニーズに一部対応し難い状況であります。ネット上の宿泊サイトによりますと、姫路駅周辺においても、ビジネスホテル等の宿泊料金の状況は、朝食付きで 4,000 円台からといった施設も多く、笹ヶ丘荘の本館宿泊料は素泊まりで洋室 7,400 円、バス・トイレなしの和室で 5,800 円であり現時点においても、安い設定とは言い難い状況にございます。

ここで、料金を値上げするより、施設の内容に応じた利用しやすい価格を保つことで、客離れを抑えていきたいとの判断から、本館の宿泊料の改正は見送ることとさせていただきます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 5 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 5 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 5 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号、佐用町笹ヶ丘荘条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 26. 議案第 6 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 26、議案第 6 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第6号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、低所得者の介護保険料を軽減するものでございます。

これには、国の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、消費税による公費により低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から既に、特に所得の低い第1段階に該当する方を対象に実施をしているところでございますが、令和元年10月の消費税率10パーセントへの引き上げに合わせて、さらに軽減強化を行うものでございます。

今回の改正では、非課税世帯の保険料を減額するもので、区分、第1段階では、現行年額3万7,260円を、改正後3万1,050円に。第2段階では、現行年額5万1,336円を、改正後4万986円に。第3段階では、現行年額6万2,100円を、改正後6万30円に、それぞれ改めるものでございます。

この改正額につきましては、今回の介護保険法施行令の一部改正により、保険料率の算定に関する基準が規定をされており、その定める割合により軽減をするものでございます。

この改正により、令和元年度において約2,000人の被保険者の保険料、約1,300万円が減額となる見込みでございますが、この減少部分につきましては、介護保険料軽減調整負担金として、国庫負担金が軽減額の2分の1、県負担金が4分の1、それぞれ負担金として財源充当されることとなっております。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第6号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第6号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第6号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27. 議案第7号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 27、議案第 7 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 7 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる、第 8 次地方分権一括法が、昨年 6 月 27 日に公布され、その法律のうち、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

自然災害により被害を受けられた世帯の生活の安定を図るため、災害援護資金の貸付けを実施しておりますが、現在、法律により 3 パーセントに固定されております災害援護資金の貸付利率について、市町村が独自に条例で設定できることとなりました。

佐用町では、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を図る観点から、貸付けを受ける際に保証人を立てるか否かは任意とし、貸付利率を「保証人あり」の場合は無利子、「保証人なし」の場合は年 1 パーセントに改正をしようとするものでございます。

また、災害援護資金の償還についても、現行の年賦償還、半年賦償還に加え、借受者が償還しやすいように月賦償還を追加をしたところでございます。

ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 7 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 7 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 7 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 28. 議案第 8 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 28、議案第 8 号、佐用町農業共済条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、農業保険法施行規則の一部が改正されたことにより、佐用町農業共済条例を改正するものでございます。

変更の概要といたしましては、共済関係に関する権利業務の継承につきまして、譲受人の住所が県外にある場合には、加入承諾を拒む旨の規定がございましたが、兵庫県外に住所があったとしても、管理ができる場合もございますので、実態に応じて対処するよう検討を行い、管理等が困難と判断する正当な理由がある場合に限って、拒むことができるようになりました。

家畜共済におきましては、共済事故として取り扱う包括共済家畜区分があり、農業者の申し出により共済事故としないよう選定することができるようになっておりますが、家畜の飼育目的に応じて包括共済家畜区分を細分化し、事故除外の事故項目を追加をいたします。

また、疾病傷害共済では、共済金額が補償される診療報酬月額最大額であるため、共済金額を加入期間に応じて減額し、算定の段階で不要となった短期係数の規定を削除いたします。

畑作物共済では、栽培品目に応じた加入申込期限の設定を可とするように措置をいたしております。

園芸施設共済では、今までは所有する施設、全棟を加入しなければならなかった要件を見直し、加入者の申し出により他の保険等に加入している特定園芸施設の除外を可能とするだけでなく、老朽化した施設も除外を可能といたします。

また、特定園芸施設ごとに、小損害不填補の基準金額を定めて、基準金額を超えない被害は共済金を支払わないかわりに掛金を安くすることが可能であります。その基準金額を、追加をいたします。

また、農業者単位で設定をされていた基準金額を、園芸施設単位で設定をするよう変更をされます。

以上、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第8号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第8号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第8号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29. 議案第9号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第29、議案第9号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

ちょっと、暫時休憩します。

午後01時48分 休憩

午後01時52分 再開

議長（山本幹雄君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、議案第9号、佐用町一般会計補正予算案（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、予算総則の前段の規定でございますが、元号が、「平成」から「令和」に改元されたことに伴う年度表記について、「平成31年度」を「令和元年度」と読みかえるものとし、また、特別会計につきましても、同様とするものでございます。

それでは、補正内容につきましてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,345万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億8,020万2,000円に改めるものでございます。まず、歳入からご説明をいたします。

国庫支出金につきましては、国庫補助金2,357万3,000円の増額でございます。民生費・衛生費の各事業の補助金を増額いたしております。

県支出金につきましては、343万4,000円の増額で、県補助金は130万円の増額。県委託金は、県版地域おこし協力隊の委託金213万4,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を5,518万5,000円増額いたしております。

諸収入につきましては、雑入1,326万4,000円の増額で、主なものは、コミュニティ事業助成金1,010万円でございます。

町債につきましては、7,200万円の減額でございます。支所等整備事業では、三日月支所庁舎大規模改造事業の実施設計委託料にかかる財源として、合併特例債を追加計上。また、高齢者福祉施設整備事業は、朝霧園移転改築事業の工事請負金の減額補正に伴い、過疎債を減額しているものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

総務費につきましては、3,692万9,000円の増額でございます。うち、総務管理費は、3,445万7,000円の増額で、主なものといたしましては、三日月支所庁舎大規模改造事業の実施設計委託料850万円の計上。また、自治会集会所の建替経費への助成など、コミュ

ニティ助成事業補助金 1,010 万円を計上いたしております。選挙費では、7月に予定をされております参議院議員選挙に必要な計数機などの備品費を増額をいたしております。

民生費につきましては、4,680 万円の減額で、うち、社会福祉費は 5,348 万 3,000 円の減額で、主なものとしたしましては、朝霧園移転改築事業の工事請負金 8,000 万円の減額でございます。同事業につきましては、5月の全員協議会でもご説明させていただいたとおり、資材や人件費の高騰により、現在の予算計上額では工事費が不足することが判明し、また、完成時期も令和 2 年度にずれ込むことになる予定でございます。よって、令和元年度当初予算では、7 億 8,000 万円の工事請負金を計上いたしておりましたが、当補正におきまして、令和元年度は 7 億円とし、後ほど説明をさせていただきますが、債務負担行為として、期間を令和 2 年度、限度額を 3 億円に設定をし、2 カ年度で工事請負金 10 億円の予算としているものでございます。児童福祉費は、668 万 3,000 円の増額でございます。

衛生費につきましては、保健衛生費 52 万 9,000 円の増額で、風しんの抗体検査・予防接種にかかる経費を増額いたしております。

農林水産業費につきましては、606 万 1,000 円の増額。農業費におきましては、県版の地域おこし協力隊の予算を計上しております。この制度は、県が国の協力隊制度にならって今年度から実施するものでございますが、町としたしましては、これまでどおり地域づくり活動に従事してくれている隊員 O B 1 名を県版協力隊として任用して、活動を支援していければと考えております。

商工費は、笹ヶ丘公園管理業務委託料 35 万円の増額でございます。

土木費につきましては、道路橋梁費 671 万 5,000 円の増額で、徳久 13 号線和解協議にかかる賠償金などを予算計上いたしております。

教育費につきましては、267 万 2,000 円の増額でございます。うち、小学校費は 207 万 2,000 円の増額で、年度初めの 4 月の落雷被害による、佐用小と南光小の施設修繕料を計上しております。社会教育費は 60 万円の増額で、上月文化会館のエアコン更新費用を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、1,700 万円の増額。農林施設の過年災害復旧費におきまして、平成 30 年 7 月の豪雨災害被害に対する町単独災害復旧工事補助金 1,700 万円を計上いたしております。

次に、債務負担行為補正についてのご説明をさせていただきます。予算書 3 ページをご覧ください。

高齢者福祉施設整備事業では、先ほど、歳出の民生費でもご説明させていただきましたが、朝霧園移転改築事業におきまして、完成時期が令和 2 年度にずれ込むこと、及び工事請負金の予算総額が 10 億円と予定するために、令和 2 年度の限度額を 3 億円と設定しようとするものでございます。

三日月支所庁舎大規模改造事業におきましては、三日月文化センターの支所庁舎への機能移転に伴い、支所の実施設計委託料を当補正において計上しておりますが、令和 2 年度に実施予定の支所庁舎大規模改造工事の施工監理業務についても、実施設計と一括で発注するため、限度額を 350 万円と定めるものでございます。

最後は、地方債の補正になります。

三日月支所庁舎大規模改造事業につきましては、支所庁舎の実施設計から、大規模改造工事、三日月文化センターの撤去まで、全体をとおして、合併特例債の対象事業として、位置づけをいたしております。よって、当補正で計上いたしております実施設計委託料 850 万円に対しての財源、合併特例債を限度額として設定をしているところでございます。

以上、佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提

案説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
ただ今議題にしております、議案第9号につきましては、6月11日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第30. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第30に入ります。
今期定例会に請願1件を受理しております。
請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、会議規則第87条第2項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。
それでは、請願第1号を議題とします。
請願について紹介議員の説明を求めます。3番、加古原瑞樹君。

〔3番 加古原瑞樹君 登壇〕

3番（加古原瑞樹君） ただ今、上程していただきました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはまるための、2020年度政府予算に係る意見書の提出を求める要請について説明させていただきます。

配付させていただきました請願書の朗読をもって説明とさせていただきます。

請願趣旨、4月から働き方改革関連法が施行されたものの、学校現場では解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置をおこなっている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることの原因となっています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準

の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2020年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上です。どうぞ、よろしく申し上げます。

議長（山本幹雄君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第1号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することに決定しました。

〔加古原君「議長、動議を提出します」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） はい。

3番（加古原瑞樹君） 先ほど請願が採択されましたので、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いします。

議長（山本幹雄君） ただ今、加古原瑞樹君から、意見書案を日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。
ここで暫時休憩をします。

午後02時07分 休憩

午後02時09分 再開

議長（山本幹雄君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。
加古原瑞樹君から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が、文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書（案）

議長（山本幹雄君） それでは追加日程第1、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第1号の採択に伴う意見書の提出でありますので、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
これより発議第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第1号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第31．委員会付託について

議長（山本幹雄君） 続いて日程第31に移ります。
日程第31は、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後02時11分 休憩

午後02時12分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を続行します。

ここでお諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。明日6月5日は、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

なお、次の本会議は6月6日、木曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会とします。

午後02時13分 散会
